

合同会社の出資者と経営者

オフィス・アンヨネ

1. 合同会社とは

- ・ 株式会社と同様の営利企業であり、法律に触れない限りどんな事業もできます。
- ・ 株式会社との大きく異なるのは、合同会社は「出資者」と「経営者」が同一ということです。
株式会社は、出資者（株主）＝オーナーがいて、会社の事業経営は経営者（取締役）が行い、所有と経営が完全に分離しています。
この仕組みは、出資を行わなくても優れた経営者を次々に呼び込み、安定した経営をできるところにあります。
- ・ 一方、合同会社は、基本的には「所有」と「経営」が一致しています。合同会社では、株式会社の「株主＝出資者」に相当する「社員」という機関があります（この「社員」は、一般の「従業員」ではないので注意が必要です）。
合同会社は、原則、この「社員」である出資者全員で経営を行うことになっています。
- ・ また、社員が複数いる場合には、その社員の中から業務の執行を行う「業務執行社員」を選ぶことができます。このため、業務執行社員以外の社員については、実質的には、出資だけを行うことになります。
- ・ さらに、業務執行社員から株式会社の代表取締役に近い存在である「代表社員」を定めることから、合同会社でも株式会社とほぼ同じような機関構成（社員＝株主、業務執行社員＝取締役、代表社員＝代表取締役）で会社を運営することもできます。

2. 合同会社の社員資格は

(1) 自然人

自然人とは法律用語で、「個人」のことです。なお、未成年者も法定代理人の同意があれば合同会社の社員になれます。

(2) 法人

法人も合同会社の社員になることができます。法人が代表社員になる場合は、当該法人に代わって職務を行う職務執行者（自然人）の選任が必要となります。

3. 合同会社社員の登記は

- ・ 出資者である社員は、株式会社の株主と同様に登記されません。
- ・ 合同会社の社員に関する登記事項は、
業務執行社員の氏名、代表社員の氏名、住所、代表社員が法人の場合は、職務執行者の氏名、住所です。